

海田町教育委員会教育長訓令第 2 号

本 庁
出 先 機 関
町 立 学 校

海田町教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

海田町教育委員会教育長 森 山 真 文

海田町教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

海田町教育委員会事務局事務決裁規程（昭和 6 2 年海田町教育委員会教育長訓令第 1 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 2 財務事項の表(5) 支出負担行為の特例の部(12) 委託料の項中「単価契約が」を
「単価契約を」に改め、同部(13) 使用料及び賃借料の項中「、テレビ受信料」を「及びテ
レビ受信料並びに単価契約をしてあるもの」に改める。

附 則

この教育委員会教育長訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。